

吹田市建築基準法施行細則新・旧対照表

_____は改正箇所

旧	新
<p>(建築物の許可申請書に添付する図書等)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 建築基準法施行細則第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面のうち、<u>建築基準法第43条第1項ただし書</u>の規定による許可の申請に係るものは、前項の表に掲げる図書のほか、次に掲げる図書及び書面とする。</p> <p>(1) } \ } (5) } -----略----- 3 } \ } 7 }</p> <p>(工作物の許可申請書に添付する図書等)</p> <p>第5条の2 -----略-----</p>	<p>(建築物の許可申請書に添付する図書等)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 建築基準法施行細則第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面のうち、<u>建築基準法第43条第2項第2号</u>の規定による許可の申請に係るものは、前項の表に掲げる図書のほか、次に掲げる図書及び書面とする。</p> <p>(1) } \ } (5) } -----略----- 3 } \ } 7 }</p> <p>(工作物の許可申請書に添付する図書等)</p> <p>第5条の2 -----略-----</p> <p><u>(建築物の認定申請書に添付する図書等)</u></p> <p><u>第5条の3 建築基準法施行細則第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書は、第5条第1項の表の右欄に掲げる事項を明示したそれぞれ同表の左欄に掲げる図書とする。</u></p> <p><u>2 建築基準法施行細則第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面のうち、建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定の申請に係るものは、前項に規定する図書のほか、第5条第2項各号に掲げる図書及び書面とする。</u></p> <p><u>3 第5条第6項及び第7項の規定は、建築基準法施行細則第10条の4の2第1項の規定により添付する図書及び書面について準用する。</u></p>